大阪府における開発事業等に伴う

埋蔵文化財の取扱いについて

平成１２年３月２４日教委文第５７２号

大阪府教育委員会教育長通知

（改定）平成１５年４月１０日教委文第１０１４号

同通知

１．開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

（１） 趣旨

「埋蔵文化財保護と発掘調査の円滑化等について」（平成１０年９月２９日付け庁保記第７５号文化庁次長通知。以下「通知」という。）の規定に基づき、「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」（以下「基準」という。）を定める。

この「基準」は、大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いと、記録保存のための発掘調査その他の措置に関する摘要等について必要な事項を定め、その標準化を図ることを目的とする。

（２） 基本方針

ア　埋蔵文化財は、国民が共有する貴重な歴史的遺産として後世に継承していくべきものであり、可能な限りその保存が適切に行われるよう努めることを基本とする。

この認識に立ち開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基準を定める。

イ　「基準」に基づき、埋蔵文化財として取り扱う範囲の把握・決定・周知及び記録保存のための発振調査等の必要な措置を講ずる。

（３） 基準

　別紙

２．開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する指導等について

（１） 趣旨

「通知」に基づき、大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、市町村教育委員会及び発掘調査機関に対する指導、調整及び措置に関する指針を定める。

（２） 指針

「基準」により、埋蔵文化財として取り扱う範囲の把握・決定・周知および開発事業との調整により記録保存のための発掘調査等の措置を行う場合は、埋蔵文化財がわが国の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的遺産として、その価値等に十分配慮して以上の措置を講ずるものとする。

ア　埋蔵文化財に関する事務処理の適正化

文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）及び関係法令等に基づく事務処理の適正化を推進する。

イ　適切な埋蔵文化財保護施策の推進

埋蔵文化財の保護を図るため、標準的な基準に基づく適切な施策を推進する。

ウ　埋蔵文化財保護体制の整備・充実

埋蔵文化財保護のための調整・指導を適切に行うため発掘調査体制の整備・充実を推進する。

エ　発掘調査成果の公開

国民共有の財産である埋蔵文化財について発掘調査等の成果に関し、積極的な公開施策を推進する。

大阪府における開発事業等に伴う

埋蔵文化財の取扱い基準

１．埋蔵文化財として取り扱う範囲の把握・決定・周知に関する基準

（１） 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲について

①　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号。以下「法」という。）に基づいて周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う区域は、本「基準」別表１に示す要件により「大阪府文化財情報管理システム」（以下、「システム」という。）に登載した範囲とし、「システム」により１万分の１の縮尺で表示した場合の範囲とする。

②　法に基づいて取り扱う埋蔵文化財の種類及び時代は、本「基準」別表１に示す要件により「システム」に登載された内容とする。

③　周知の埋蔵文化財包蔵地の全体又はその一部が過去の土木工事等により消滅していることが明らかな場合は、その範囲を「システム」に登載し、土木工事等に際して法に基づく届出等を要しない範囲として取扱うものとする。

この場合の届出等を要しない範囲は、「システム」により１万分の１の縮尺で表示した場合の範囲とする。

④　周知の埋蔵文化財包蔵地の区域・種類・時代等の変更及び取扱いの変更に関する手続きは別に定める。

（２） 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について

①　埋蔵文化財包蔵地の把握は、各市町村教育委員会が行うことを基本とする。

②　府教育委員会は、把握された埋蔵文化財包蔵地について当該市町村教育委員会と協議し、法に基づく取扱いを行うため「システム」に登載し、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。

③　新たに発見された埋蔵文化財包蔵地については、法第９６条第１項及び第９７条第１項に基づく遺跡発見の届出等により周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱うことを基本とし、府教育委員会が届出等を受理した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱うものとする。ただし当該文化財包蔵地が政令に定められた市にある場合は、当該市教育委員会が届出等を受理した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱うものとし、当該教育委員会は速やかにその旨府教育委員会に報告するものとする。

④　周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う区域・種類・時代等の変更及び取扱い内容の変更については、上記１－（１）の規定による連絡を府教育委員会が受理した日をもって取扱うものとする。

（３） 把握された埋蔵文化財包蔵地の周知について

①　府教育委員会は、決定した周知の埋蔵文化財包蔵地について「システム」により適正に情報管理を行う等、資料・情報の整備その他周知の徹底を図るため必要な措置を講ずるものとする。

②　各市町村教育委員会は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握し、「システム」の情報更新を図るため府教育委員会と綿密な連携を図り、管内に関して「システム」による情報と同一内容の資料を備え、その適正な情報管理と周知の徹底に努めるものとする。

また、このため各市町村は「文化財分布図」等を作成するなどの措置を講ずることが望ましい。

２．記録保存のための発掘調査等の措置をとる場合の取扱い基準

（１） 発掘調査の要否について

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業に伴う土木工事等に関しては、法に基づく届出等に基づき、当該土木工事等が本「基準」別表２に該当する要件により、記録保存のための発掘調査等、必要な措置を講ずるものとする。

（２） 工事の種別及び工事内容による取扱い基準について

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業に伴う土木工事等については、直接当該土木工事等によって埋蔵文化財が破壊される場合を除いて、原則として工事の種別により本「基準」別表３に示すとおり取扱うものとする。

（３） 記録保存のための発掘調査範囲の決定基準

上記（１）、（２）により記録保存のための発掘調査の措置を講ずるとされた場合、当該開発事業等の予定地について発掘調査を実施する範囲は、本「基準」別表

４に示す状況等が想定又は確認されている場合を除いて、原則として上記（１）、（２）による発掘調査の措置を要する要件を満たす部分とする。

ただし、調査の進捗等により一体的な記録保存等の措置が必要と判断される場合はこの限りではない。

３．記録保存のための発掘調査への民間調査組織の導入基準

（１） 民間調査組織の導入に関する基本方針

①　地域の埋蔵文化財保護の観点から開発事業等にかかる記録保存のための発掘調査については、当該教育委員会等公的機関において実施することを基本とする。

②　民間調査組織の導入については、当該教育委員会等公的機関による記録保存のための発掘調査の実施が、困難又は著しく遅延することが避けがたい場合に限り、下記（２）の要件により行うことができるものとする。

③　民間調査組織の導入により、当該市町村教育委員会の発掘調査等文化財保護体制の整備が滞ることがないよう留意することとする。

（２） 民間組織を導入する場合の要件について

①　民間調査組織の導入に際して当該市町村教育委員会は、事前に府教育委員会と協議することとする。

②　民間調査組織の選定に際しては、府教育委員会並びに市町村教育委員会は、その組織が記録保存のための発掘調査を適正に実施する能力を有し、担当職員が十分な資質を有することを、過去の実績等を確認の上精査することとする。

③　民間調査組織の導入は、当該市町村教育委員会の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、発掘調査の実施、調査報告書の刊行、出土品等調査資料の帰属等必要事項を記載した書面により事業者、民間調査組織、当該教育委員会の三者の合意事項等を予め明確にして行うこととする。 

なお発掘調査の実施に際しては、当該教育委員会は調査の過程において必要に応じ監査指導を行うものとする。

４．その他

（１） 基準の見直し

本「基準」は、社会状況の変化、学問水準の変化に応じ、大阪府教育委員会、各市町村教育委員会の協議の上、必要により見直すことができるものとする。

（２） 適用

　　　　本「基準」は平成１５年５月１日より適用する。

（別表１）

大阪府における開発事業等に伴う

埋蔵文化財の取扱い基準

法に基づいて取扱う埋蔵文化財の種類及び時代の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準の要素 | 区　分 | 取扱い |
| 時代による取扱い | 中世までに属する遺跡 | 原則として全てを埋蔵文化財包蔵地として取扱う。ただし、本表の種類による取扱いにより除外すべきものは除く。 |
| 近世に属する遺跡 | 地域において必要なものについて埋蔵文化財として取扱う。ただし、中世に属する遺跡と一体をなす江戸時代前期までの遺跡は上記中世以前に属する遺跡に準じて取扱う。 |
| 近代以降に属する遺跡 | 地域において特に重要なものについて埋蔵文化財として取扱う。 |
| 種類による取扱い | 法第２条の４で規定される記念物の内、土地に埋蔵されている文化財 | この表の時代による取扱いを踏まえ、埋蔵文化財包蔵地として取扱う。ただし、下記に示す状況が明確に確認される場合は、埋蔵文化財としての取扱いから除外することができるものとする。 |
| ①　二次的な堆積や遺物包含状況が希薄な遺物包含層のみで構成される場合②　人為的痕跡に乏しい自然遺構のみで構成される場合 |

（別表２）

大阪府における開発事業等に伴う

埋蔵文化財の取扱い基準

法による届出等に基づいて行う発掘調査等の必要な措置に関する要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 必要な措置 | 要　　件 | 備考 |
| 発掘調査 | ①工事等により埋蔵文化財が損壊される場合 | ただし、この表「工事立会」①②④に該当する場合はこの限りでない。 |
| ②掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合にあっても、工事等によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合 | 保護層を設定することによりエ事等による地下の埋蔵文化財への影響が回避される場合は、この限りではない。この場合、保護層の厚さは概ね30cmを基本とする。 |
| ③恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合 | 「基準」２－（２）に基づいて工事の種別により取扱いを定める。 |
| 工事立会 | ①工事等による損壊又は影響を及ぼすおそれのある範囲が狭小で通常の発掘調査の実施が困難な場合 | この場合の狭小な範囲とは、工事等の掘削幅が概ね１ｍ以内の場合とする。ただし、個々の掘削等が狭小な範囲であっても複数の掘削等により損壊される場合は、その施工範囲全体をこの表「発掘調査」①による取扱いを行うことを基本とする。 |
| ②工事等による影響が軽微な場合 | 軽微な影響とは、工事による掘削が遺物包含層の一部にのみ及ぶなどの場合とする。 |
| ③この表による発掘調査の要件に該当しない工事等で、保護層の確保等工法上、施工に際して埋蔵文化財保護について確認及び指導等が必要な場合 | 過去に埋没保存等の措置を行った箇所等を含む。 |
| ④発掘調査の実施上、安全の確保が著しく困難な場合 | 緊急性等やむを得ない場合に限ることとする。 |
| 必要な措置 | 要 　件 | 備考 |
| 慎重工事 | ①工事等による掘削及び影響が埋蔵文化財に及ばない場合 | 既往の調査成果や試掘調査・確認調査により、新たに埋蔵文化財への損壊や影響が生じないことが明確な場合に限る。 |
| ②工事等の範囲に埋蔵文化財が現存しないことが明らかな場合 |
| ③試掘調査・確認調査により記録保存等の措置を必要とする状況が確認されなかった場合 |

（別表３）

大阪府における開発事業等に伴う

埋蔵文化財の取扱い基準

埋蔵文化財の損壊を伴わない場合の工事の種類及び工事内容による取扱い

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事の種類 | 取扱い | 備　考 |
| 道路 | 発掘調査 | 将来にわたり地下埋設物等の地下利用の可能性のない下記の部分は除く。①一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等の部分②高架・橋梁の橋脚を除く部分③道路構造令に準拠しない農道・私道 |
| 鉄道 | 発掘調査 | 道路に準じて取扱う。 |
| 河川（堤防・河川敷） | 発掘調査 | 高水敷については、利用計画等により埋蔵文化財が損壊または影響が及ぶ場合以外は除く。 |
| ダム（堤体・貯水池） | 発掘調査 | 貯水池については常時満水位までを対象とし、それより上位は除く。 |
| 恒久的な盛土・埋立 | 厚さ３ｍ以上 | 発掘調査 | ただし、厚さの最大値が３ｍ以上となる傾斜地における盛土施工については、埋蔵文化財の内容・性格等の把握が可能な範囲で、発掘調査の実施について調整することができるものとする。 |
| 厚さ３ｍ未満 | 慎重工事 | 下記の場合は厚さ３ｍ未満であっても発掘調査の対象として扱う。①土壌等が軟弱なため埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合②古墳、土塁、城館、濠等、地表に顕在する埋蔵文化財を含む場合 |
| 建築物 | 慎重工事 | ただし、古墳、土塁、城館、濠等、地表に顕在する埋蔵文化財を含む場合で、工事によってその景観等が大きく改変される場合は、発掘調査の措置を執ることができるものとする。 |
| 公園・グラウンド・平面駐車場等 | 慎重工事 | ただし、古墳、土塁、城館、濠等、地表に顕在する埋蔵文化財を含む場合で、工事後にその利用等により埋蔵文化財の損壊等の影響を生ずるおそれがある場合は、発掘調査等の措置を執ることができるものとする。 |

（別表４）

大阪府における開発事業等に伴う

埋蔵文化財の取扱い基準

記録保存のための発掘調査を要さない範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 対象とする区域の状況 | 備　考 |
| 二次的な堆積が明らかな遺物包含層のみで構成される区域 | ただし、包含される遺物が出土文化財として、将来にわたり保存・活用を図る必要性があると判断された場合はこの限りではない。 |
| 遺物包含状況が希薄な遺物包含層のみで構成される区域 | ただし、本来遺物が多量に出土することが希な時代の場合や完形品や遺物の遺存が良好な場合、祭祀関連等希少性が重要な場合はこの限りではない。 |
| 人為的痕跡に乏しい自然遺構のみで構成される区域 | ただし、対象とする遺跡の立地や形成過程等を解明する上で不可欠な部分についてはこの限りではない。 |
| 単独の遺構が点在する種類の埋蔵文化財包蔵地における空閑地に当たる区域明確な遺構を伴わない耕作等の生産遺跡の区域 | ただし、古墳群・窯跡群等の埋蔵文化財で点在する範囲が広範なものの空閑地であっても、それらを相互に関連づける状況や関連する遺構の存在が確認された場合はこの限りではない。 |

別紙１

大阪府における埋蔵文化財の取扱い変更に関する

手続きについて

１． 趣旨

　　　この手続きは、「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」（平成１２年３月２４日付け教委文第５７２号大阪府教育委員会教育長通知。以下「基準」という。）１－（１）－④の規定に基づき、周知の埋蔵文化財として扱う区域やその種類・時代等を変更する必要が生じた場合及び周知の埋蔵文化財の取扱いを変更する必要が生じた場合の手続きについて必要な事項を定める。

２． 埋蔵文化財包蔵地として扱う区域の変更を行う際の事務手続き

　①　新たに発見された埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法（昭和２５年法律第 ２１４号。以下「法」という。）第９６条第１項及び第９７条第１項に基づく当該土地所有者又は当該土地占有者による遺跡発見の届出等により周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うことを基本とする。

②　上記①以外の事由により埋蔵文化財包蔵地が発見された場合には、当該市町村教育委員会は、「埋蔵文化財包蔵地の取扱い変更協議書」（別紙様式１）により府教育委員会に速やかに連絡しその取扱いについて協議するものとする。府教育委員会は協議に基づいて把握された埋蔵文化財包蔵地について、「基準」１－（２）－②により適切な取扱いを行うものとする。

なお上記①による届出等に伴って一体的に取扱いの変更を行う必要があると判断される申請地周辺の区域に関しては、当該市町村教育委員会が当該届出等に関する取扱いについて意見を付すことによって上記の協議に替えることができるものとする。

３． 周知の埋蔵文化財包蔵地の種類・時代等の変更を行う際の事務手続き

　　　周知の埋蔵文化財包蔵地に関して、新たな知見からその種類・時代等の変更を行う必要があると判断される場合には、当該市町村教育委員会は、「埋蔵文化財包蔵地の取扱い変更協議書」（別紙様式１）により府教育委員会に速やかに連絡しその取扱いについて協議するものとする。府教育委員会は協議に基づいて把握された埋蔵文化財包蔵地の種類・時代等について適切な取扱いを行うものとする。

　　　なお周知の埋蔵文化財包蔵地の種類・時代等の変更に際しては、「基準」別表１に示す要件を踏まえ、当該地点に限って変更の適用を行うことを基本とし、必要に応じて府教育委員会は当該市町村教育委員会との協議に基づいて「基準」１－（２）－②による取扱いを行うものとする。

４． 周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱い変更を行う際の事務手続き

　　　市町村教育委員会が「基準」１－（１）－③に基づいてその取扱いを変更することが適切と判断した場合には、当該市町村教育委員会は、「埋蔵文化財包蔵地の取扱い変更協議書」（別添様式１）により府教育委員会に速やかに連絡しその取扱いについて協議するものとする。府教育委員会は協議に基づいて取扱いを変更する範囲について、「基準」１－（１）－③による適切な取扱いを行うものとする。

様式１

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

大阪府教育委員会教育長　様

　　　教育委員会教育長

埋蔵文化財包蔵地の取扱い変更協議書

標記のことについて、「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」 （平成１２年３月２４日付け教委文第５７２号大阪府教育委員会教育長通知。）の規定に基づいて、下記によりその取扱いの変更について協議願います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １.遺跡名 |  |
| ２.取扱い変更の区分 | 範囲拡大・新規発見・届出等を要しない範囲への変更・種類の変更・時代の変更・その他( |
| ３.変更の内容 |  |
| ４.所在地 |  |
| ５.変更理由 |  |
| ６.遺跡の現状 |  |
| ７.備考 |  |

以上

別紙２

大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の

取扱いにかかる試掘調査・確認調査実施要領

１． 趣旨

この要領は、「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」（平成

１２年３月２４日付け教委第５７２号大阪府教育委員会教育長通知。以下「基準」という。）に基づき、開発事業等に伴い埋蔵文化財包蔵地の把握のため周知の埋蔵文化財包蔵地外でその有無を確認するために行う試掘調査及び周知の埋蔵文化財包蔵地内で記録保存のための発掘調査等の措置の要否の判断並びに摘要範囲等を決定するために行う確認調査に関して、開発事業者等との調整、試掘調査・確認調査の実施方法等、必要事項を定める。

２． 試掘調査に関する基本事項

周知の埋蔵文化財包蔵地外で開発事業等に伴う土木工事が計画された場合は、当該開発事業等が実施されることにより未知の埋蔵文化財が不時に発見され、国民の共有の財産である貴重な埋蔵文化財が不用意に損壊されることを未然に防ぐとともに、埋蔵文化財の不時発見に備えその保護と開発事業等との円滑な調整を図るため、事前に埋蔵文化財の有無を確認しておくことが望ましい。

従って各教育委員会は開発事業等に対して指導等の行政を担当する関係部局（以下「関係部局」という。）と連携を図る等により管内の周知の埋蔵文化財包蔵地外における開発事業等についても計画の早期の段階で十分に把握するとともに、事前に埋蔵文化財の有無を確認するための試掘調査（以下「試掘調査」という。）の実施について、下記の点に留意して開発事業者等に協議を求めることを基本とする。

①開発事業等の事前の把握・調整に際しては、関係部局との連携を図ることにより、開発事業等の規模や内容に応じて適切に協議を求め調整を図ること。

②試掘調査の実施に際しては、関係部局と十分に連携を図り、関係部局が当該開発事業等を適切な計画であると判断した後に着手することを基本とすること。

③協議を求める際の要件は、上記①による要件と共に、周辺での既往の調査結果や地表面の観察及び現況観察等地理学的所見からでは判断できない場合とすること。

④開発事業等が国又は地方公共団体及び関係機関による公共事業である場合は、その公共性と円滑な事業計画の必要性を考慮し、可能な限り事前の試掘調査の実施について調整を図ること。

３． 試掘調査の実施方法

試掘調査の実施に際しては、当該開発事業等の事業計画面積や立地条件により、概ね下記の事業計画面積に対する割合と方法で行うことを基本とする。

①事業計画面積が１，０００㎡以下で集落遺跡等が想定される平地における開発事業等に関しては、試掘調査区の面積の合計が事業計画面積に対して概ね１０％程度となる範囲内で複数の試掘調査区を設定して実施する。

②事業計画面積が１，０００㎡を越え集落遺跡等が想定される平地における開発事業等に関しては、試掘調査区の面積の合計が事業計画面積に対して概ね５％程度となる範囲内で複数の試掘調査区を設定して実施する。

③事業計画地内に古墳・窯跡等、点在する埋蔵文化財が想定される傾斜地等の開発事業等に関しては、試掘調査区の面積の合計が事業計画面積に対して概ね１０%程度となる範囲内で複数の試掘調査区を設定して実施する。

ただし試掘調査の方法に関しては、事業計画地の立地や形状を考慮し、上記の割合や方法を基本としつつ適宜調整できるものとする。

４． 確認調査に関する基本事項

周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発事業等が計画された場合、当該埋蔵文化財の取扱いについて当該開発事業者と円滑に調整を図るため、その性格や内容等の概要を把握することを目的とする確認調査（以下「確認調査」という。）の実施については、下記の点に留意して開発事業者等に協議を求めることを基本とする。

①当該開発事業等による埋蔵文化財の損壊の有無等「基準」に基づく発掘調査の要否の判断や発掘調査を要する範囲の決定を行う際は、周辺での既往の調査結果や地表面の観察及び現況観察等地理学的所見等を十分検討した上で、なおかつ当該開発事業者と円滑に調整を図るため必要と判断される場合に確認調査の実施について、当該開発事業者等に協議を求め調整を図ること。

②「基準」２－（２）に基づいて摘要される別表３により、厚さの最大値が３ｍ以上となる傾斜地における盛土施工等、当該埋蔵文化財の内容・性格等を把握するため合理的な範囲で実施する記録保存のための発掘調査は、この要領における確認調査に準じて実施するものとし、当該開発事業者等に協議を求め調整を図ること。

③確認調査の実施により当該開発事業等に伴う本発掘調査の必要がない又は地下に埋没保存が可能と判断された場合は、確認調査の実施によって当該開発事業地全体について埋蔵文化財の発掘調査が完了した等の誤解を生ずることのないよう、当該開発事業者及び土地所有者にその保全について周知を図るとともに、各教育委員会においては当該埋蔵文化財についてとった措置等について記録し混乱を生じないよう留意すること。

５． 確認調査の実施方法

確認調査の実施に際しては、確認調査区の面積の合計が事業計画面積に対して概ね10％程度となる範囲内で確認調査区を設定して実施することとし、当該埋蔵文化財の時代や種類を考慮し、適切かつ有効な方法で実施することを基本とする。

ただし、上記４－②によって実施する当該埋蔵文化財の内容・性格等を把握するため合理的な範囲で実施する記録保存のための発掘調査に関しては、事業計画面積に対しての割合については適用しないこととし、当該埋蔵文化財の時代や種類を考慮し、適切かつ有効な方法で実施することとする。

別紙３

工作物の基礎構造物構築による埋蔵文化財の

部分的損壊に関する取扱いの基本的な考え方

（１）工作物の基礎構造物の構築に際して、部分的であっても埋蔵文化財の損壊を伴う場合は、「基準」２－（１）に基づいて、施工に伴って損壊される部分及び影響が及ぶおそれが生ずる部分について記録保存のための発掘調査を実施することを原則とする。

この場合の施工に伴って影響が及ぶおそれが生ずる部分とは、その構築と解体撤去によって生ずる損壊と影響が想定される範囲とし、損壊はされないものの施工によって周囲の埋蔵文化財と分断されることにより損壊される部分と一体的な記録保存の措置が必要と判断される範囲を含むものとする。

（２）上記（１）の取扱いにおいて、基礎構造物によって損壊を受ける埋蔵文化財の面積の合計が、構築される工作物の設置面積の概ね５％未満であって非連続的に構築され、かつ個々の基礎構造物の幅或いは径が概ね１ｍ未満である場合は、「基準」別表２「工事立会」①による通常の発掘調査の実施が困難な狭小な範囲の場合として、発掘調査の要件から除外できるものとする。

この場合、工法上、土層観察や出土品の確認・採集等、「工事立会」による措置を有効に実施することが困難な場合は、別表２「工事立会」は「十分な工法協議に基づく慎重工事」に読み替えることができるものとする。

（３）施工により埋蔵文化財を損壊する工作物の構築に伴い事前に記録保存のための発掘調査を実施することにより、発掘調査完了後、予定の工作物の構築について施工が極めて困難となる場合、もしくは発掘調査を実施することにより地盤改良等の付帯工事を要し事業者に発掘調査に要する費用以外に相当の負担を生ずる場合で、調査前の現況地盤から事前に施工することにより上記の障害を一定解消または軽減することが可能な場合は、十分な工法協議に基づいて発掘調査に先行して実施する当該基礎構造物の施工箇所について、発掘調査の対象から除外することができるものとする。

この場合、事前に施工する基礎構造物によって損壊を受ける埋蔵文化財の面積の合計が、構築される工作物の設置面積の概ね５％未満であって非連続的に構築され、かつ個々の基礎構造物の幅或いは径が概ね１ｍ未満であることとする。